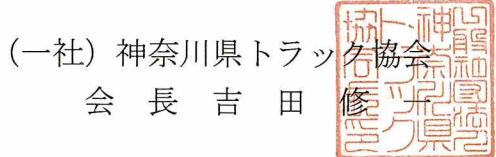


神ト協発第88号
令和3年7月26日

(一社) 神奈川県経営者協会
会長 石渡恒夫様



トラック輸送「標準的な運賃」における更なるご理解・ご協力のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会所属のトラック運送事業者に対しまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年に成立した働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについて令和6年4月より時間外労働時間の上限規制(960時間/年)が適用されることも踏まえ、ドライバーの労働環境及び待遇改善を図り、物流の担い手であるトラックドライバー不足を解消することが急務となっております。

こうした状況を踏まえ、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正を経て、令和2年4月にトラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行えるよう、参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示いたしました。

つきましては、荷主の皆様におかれまして、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力を頂きたく、改めましてお願いさせて頂く所存でございます。

貴団体傘下会員様に対し、リーフレット等の配布(希望冊数を送付いたします)又はHP等のご活用(当協会HPへのリンク)を通じて展開頂きたくお願い申し上げます。

○神奈川県トラック協会HP

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyo/kaisei_jigyo_202008.html#8

<問合せ先>

(一社) 神奈川県トラック協会
事業部 業務課
TEL:045-471-8882